

2024年4月から労働条件明示のルールが改正されます

2024年4月1日以降の労働契約の締結・更新時の労働条件明示事項が追加されます	
明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲 ※「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所、業務の範囲を指します。
有期労働契約の締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 （併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明する必要があります。）
無期転換ルール（※）に基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 （併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。）
※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。	

詳しい内容やモデル労働条件通知書などはコチラ



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

募集時などに明示すべき労働条件等はコチラ



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html

有期契約労働者の無期転換サイトはコチラ



<https://muki.mhlw.go.jp>

パートタイム・有期雇用労働法はコチラ



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061842.html>